

# 宮田村議会議会評価報告書

評価対象年：2022年(令和4年)1月1日から12月31日まで



宮田村議会むらびと会議「村民・議員が議会についてともに考える講演会・ワークショップ(その2)」2022年(令和4年)12月18日

2023年(令和5年)3月31日

 宮田村議会

# 宮田村議会議会評価表

評価対象暦期間
2022年(令和4年)1月1日～12月31日

評価実施年月日
【議会】2023年(令和5年)3月3日・15日・31日【村民】26日

議会担当者名
天野早人議長・宮井訓副議長

評価採点	5	十分達成している
	4	やや達成している
	3	どちらともいえない
	2	あまり達成していない
	1	まったく達成していない

意見聴取の記録	
2023年(令和5年)3月15日	三浦正士長野県立大学講師(評価制度の再構築について)
2023年(令和5年)3月17日	議会運営委員会、全員協議会(新しい評価制度について)
2023年(令和5年)3月26日	宮田村議会むらびと会議一般委員(村民による評価について)
2023年(令和5年)3月30日	全議員への配布による意見聴取(評価の最終確認について)

宮田村むらづくり基本条例に基づく評価基準		A. 議会による評価			B. 村民による評価			差(c-a)
		(a) 平均	(b) 前年平均	差(b-a)	(c) 平均	(d) 前年平均	差(d-c)	
第8条第1項	1. 行政運営が適正に行われているかを監視・評価できているか	4.5			4.4			-0.1
	2. 積極的な政策立案と政策提言を行っているか	4.7			4.4			-0.3
第8条第2項	3. 議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか	3.0			3.4			+0.4
	4. 村民への説明責任を果たしているか	3.5			3.6			+0.1
第8条第3項	5. 公正性・透明性・信頼性を確保できているか	4.7			3.9			-0.8
	6. 村民に開かれた議会運営がなされているか	4.8			3.8			-1.0
第9条第1項	7. 議員として村民の意見把握に努めるとともに、議員活動をわかりやすく説明しているか	各議員が自主的に評価すべき基準			各議員が自主的に評価すべき基準			
第9条第2項	8. 議員として政治倫理を自覚し信頼確保に努めているか	4.0			4.4			+0.4
第9条第3項	9. 議員として誠実に議員職務を遂行するとともに、資質の向上を図っているか	各議員が自主的に評価すべき基準			各議員が自主的に評価すべき基準			
第10条第37条	10. 村民が参加する機会の拡充に努めているか	4.8			4.5			-0.3
第11条	11. 議会の機能強化に努めているか	4.6			4.3			-0.4
第36条第3項	12. 議会として防災・危機管理体制の整備に努めているか	4.5			4.0			-0.5
13. 総合評価(平均)		4.3			4.1			-0.2

※2023年(令和4年)3月に「宮田村議会議会評価要綱別紙1(宮田村議会議会評価表)」を改訂した。

評価結果の総評

①	総合評価(平均)は、議会による評価が4.3点、村民による評価が4.1点で、-0.2点の差があった。
②	議会による評価のうち、もっとも高かった評価は「6. 村民に開かれた議会運営がなされているか」(4.8点)及び「10. 村民が参加する機会の拡充に努めているか」(4.8点)であった。一方で、議会による評価のうち、もっとも低かった評価は「3. 議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか」(3.0点)であった。
③	村民による評価のうち、もっとも高かった評価は「10. 村民が参加する機会の拡充に努めているか」(4.5点)であった。一方で、村民による評価のうち、もっとも低かった評価は「3. 議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか」(3.4点)であった。
④	点数の差を比較した場合、議会による評価よりも村民による評価のほうが上回ったのは、「3. 議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか」(+0.4点)と「8. 議員として政治倫理を自覚し信頼確保に努めているか」(+0.4点)、「4. 村民への説明責任を果たしているか」(+0.1点)の3項目であった。
⑤	点数の差を比較した場合、議会による評価よりも村民による評価が下回った7項目のうち、もっとも差が大きかった3項目は「6. 村民に開かれた議会運営がなされているか」(-1.0点)、「5. 公正性・透明性・信頼性を確保できているか」(-0.8点)、「12. 議会として防災・危機管理体制の整備に努めているか」(-0.5点)であった。

## A.議会による評価

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。	1.行政運営が適正に行われているかを監視・評価できているか	(1) 宮田村議会議会評価要綱【2019年(令和元年)8月20日施行(宮田村議会特別評価要綱から分離)】	5 十分達成している	① 今回の議会評価から外部評価を導入するにあたり、よりわりやすくするため、表記を箇条書きに変更するとともに、重複している内容の整理を行った。 ② 昨年実施した2022年(令和4年)2月の議会評価は、一昨年2021年(令和3年)1月1日から2021年12月31日までの暦年を対象期間とした。 ③ 昨年実施した2022年(令和4年)2月の議会評価平均値は3.7となり、一昨年の議会評価より0.1ポイントの増となった(前年比102.7%、増加率2.7%)。 ④ 一昨年及び昨年の議会評価で課題とされていた外部評価については、「宮田村議会むらびと会議」において、2023年(令和5年)3月に実施する予定である。制度設定にあたっては、長野大学の三浦正士講師の助言を得た。 ⑤ 外部評価を取り入れたので、要綱に追記することで位置付けを明確化する必要がある。 ⑥ 2022年(令和4年)6月1日に公表された早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2021」において、村では全国第3位となった。 ⑦ 2022年(令和4年)11月11日、全国の議会や首長等の優れた取り組みを表彰する第17回マニフェスト大賞において、「町村の議会改革として、出色の存在感を発揮している」との審査委員講評を得ることができ、「優秀躍進賞」を受賞した。 ⑧ 2022年(令和4年)11月16日に徳島県佐那河内村議会、2022年令和4年(令和4年)12月15日に長野県高山村議会の視察研修を受け入れ、正副議長で対応した(テーマは議会改革について)。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(2) 宮田村議会決算評価要綱 【2019年(平成31年)9月19日施行(同日宮田村議会特別評価要綱廃止)】	4 やや達成している	<p>① 2021年度(令和3年度)の村事業を対象として、総務経済委員会の所管から1事業、福祉文教委員会の所管から2事業、の計3事業を選定し、決算評価を行った。</p> <p>② 決算評価の結果は、決算議会の決算委員長報告に盛り込んだ。</p> <p>③ 「宮田村議会決算評価報告書」を村行政当局に送付するとともに、ホームページで公開した。</p> <p>④ 2022年(令和4年)11月10日発行の議会だより(第47号)に、評価結果の概要を掲載した。</p> <p>⑤ 決算評価の事業選定にあたっては、「議会懇談会」や「宮田村議会むらびと会議」における村民意見を参考にしよう考慮すべきである。</p> <p><b>【評価対象事業】</b></p> <p>① プレミアム商品券(商工業支援事業・新型コロナウイルス感染症支援事業)</p> <p>② なごみ家(介護予防拠点施設)管理事務</p> <p>※ 現地調査を実施(中学生職場体験のプログラムの一つとして中学生が同行)</p> <p>③ GIGAスクール構想事業 ※中学校にて現地調査を実施</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
	2.積極的な政策立案と政策提言を行っているか	(1) 宮田村議会一般質問要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行、以後改正)】	4 やや達成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 2022年(令和4年)は延べ40人の議員が一般質問を行った。</li> <li>② 前年(延べ42人)より2人の減であった(前年比95.2%、増加率-4.7%)。</li> <li>③ 一般質問の質向上のため、定例会ごとに議会運営委員会で意見交換を行い、その結果を全員協議会で報告する取り組みを行った。</li> <li>④ 業務効率化のため、通告のオンライン化を検討すべきである。</li> <li>⑤ 一般質問の際に希望する議員が関連資料を配布・共有するための方法について検討すべきである。</li> </ul>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案	
				5	十分達成している	① 「宮田村議会会議規則」第13条第2項に基づき、議員提案により「ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵略に厳重に抗議する決議」を議決した。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
					(3) 宮田村議会給食施設問題特別委員会要綱【2022年(令和4年)9月2日施行】	5 十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)8月4日の議会全員協議会において、村が提示した「宮田村学校給食施設整備計画」に対し、2022年(令和4年8月19日)に議会として「自校方式および給食センター方式のメリット・デメリットを比較検討できる資料の提示すること」、「議会に対しても、随時、本件に関する情報提供を行うこと」、「村民の皆様への細やかな説明を行うとともに、村民の皆様の意見を十分に反映する機会を設けること」を求め、村長及び教育長に申し入れを行った。</p> <p>② 2022年(令和4年)9月2日の定例会本会議において、宮田小学校及び宮田中学校における給食調理施設の老朽化問題に対応することを目的に、「宮田村議会給食施設問題特別委員会」の設置を議決し、同日付で「宮田村議会給食施設問題特別委員会要綱」を施行した。2022年(令和4年)内に、給食施設問題特別委員会を6回、事前調査及び協議調整を目的とした専門部会を4回開催した。</p> <p><b>【委員会の内容】</b></p> <p>① 2022年(令和4年)9月7日 委員会の進行方法の協議</p> <p>② 2022年(令和4年)9月15日 教育委員会からの経過説明</p> <p>③ 2022年(令和4年)9月20日 宮田小学校及び宮田中学校の給食棟の調査</p> <p>④ 2022年(令和4年)10月11日 長野県伊那保健所を招いてのHACCP学習</p> <p>⑤ 2022年(令和4年)10月26日 飯島町学校給食センターの調査</p> <p>⑥ 2022年(令和4年)11月15日 伊那小学校給食棟及び伊那中学校の給食棟の調査</p> <p><b>【専門部会の内容】</b></p> <p>① 2022年(令和4年)9月12日 委員会の進行方法の協議</p> <p>② 2022年(令和4年)10月4日 給食施設の現状と問題点の共有、今後の日程</p> <p>③ 2022年(令和4年)10月21日 給食施設建設委員会報告</p> <p>④ 2022年(令和4年)11月25日 経過と今後の計画</p>



宮田村むらづくり基本条例		評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	3.議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか  (1) 宮田村議会議員間討議要綱 【2020年(令和2年)12月1日施行】	3 どちらもいえない	① 2022年(令和4年)内については、総務経済委員会で2回、福祉文教委員会で3回の議員間討議を実施した。いずれも、請願及び陳情の審査に関わる活発な議員間討議が行われた。 ② よりよい議員間討議のため、進行方法についてのマニュアルを整備する必要がある。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案			
				4.村民への説明責任を果たしているか	(1) 宮田村議会議決結果表要綱【2016年(平成28年)4月1日施行】	3	どちらともいえない	<p>① ホームページで、定例会及び臨時会ごとに、議員ごとの賛否を掲載した議決結果表を公開した。</p> <p>② 2022年(令和4年)内に4回発行した議会だよりの中で、定例会及び臨時会についての記事を掲載したが、議決結果の表記が「全会一致で可決」、「可決」、「可決決定」というようにばらついている。表記を統一すべきである。</p>

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
				(2) 宮田村議会広報広聴条例 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	(2) 宮田村議会広報広聴会議要綱 【2016年(平成16年)4月1日施行(以後改正)】	4 やや達成している	<p>① 2022年(令和4年)内に開催された定例会及び臨時会の録画映像をYouTube宮田村議会チャンネルで公開した。2022年(令和4年)4月4日の臨時会については、機材トラブルで録画されておらず、公開できなかった。視聴回数は677回(前年比114.9%、増加率14.9%)、総再生時間31.3時間(前年比210.0%、増加率110.0%)、チャンネル登録者8人(前年比160.0%、増加率60%)であった。</p> <p>※ YouTube宮田村議会チャンネルは前年2021年(令和3年)4月23日に開設したため、前年比及び増加率は2021年(令和3年)4月23日から12月31日までの9ヶ月分との比較となる。</p> <p>② 定例会で実施した一般質問については、ケーブルテレビによる中継及び録画放送を行った。</p> <p>③ 議会だよりは、2022年(令和4年)内に4回発行した(1号あたり2,900部)。2022年(令和4年)2月、全国町村議会議長会主催の「広報クリニック」に参加し、講評を受けた。議会だより発行後すぐに次号の編集方針について協議・共有し、掲載する情報の収集や整理を行うなど、発行に向けた編集のスピードを早めるべきである。</p> <p>④ ホームページは、「議会スケジュール(Googleカレンダー)」、「議会からのお知らせ」、各種報告書の掲載など</p> <p>④ 2022年(令和4年)4月に議員任期の折り返しにともなう議長選挙及び副議長選挙等を実施したことを踏まえ、2022年(令和4年)7月1日に「宮田村議会のしおり」(第3版)を発行した(発行部数500部)。</p> <p>→ 議案書の事前公開については、第8条第2項、6の(2)、「宮田村議会資料公開要綱」に記載した。</p>

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第3条 第8条 3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	5.公正性・透明性・信頼性を確保できているか	(1) 宮田村議会会議規則【1988年(昭和63年)3月15日施行(以後改正)】	4 やや達成している	① 2022年(令和4年)6月22日の定例会本会議において、「宮田村議会会議規則」第88条の「請願書の記載事項等」(陳情書も含む)については押印を不要とする改正を行った。 ② 2022年(令和4年)3月22日に改正した「宮田村議会請願陳情要綱」との整合性をとるため、「宮田村議会会議規則」第94条の見出しを「陳情書等の処理」から「陳情書の処理」に改正する必要がある。 ③ 2019年(令和元年)9月6日の定例会本会議において、第2条を「議員は、事故、疾病、看護、介護、出産、忌引、その他やむを得ない理由により出席できないときは、当日の開議時刻までに欠席届(別紙1)を議長に届け出なければならない。」という表記に改正したが、「育児」及び「配偶者の出産補助」並びに「産休に伴う欠席の事前の届出」についても明文化すべきである。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		<p>(2) 宮田村議会議員定数条例 【2003年(平成15年)1月1施行(以後改正)】</p> <p>(2) 宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 【1962年(昭和37年)2月26日施行(以後改正)】</p>	5 十分達成している	<p>① 議員の活動量の実態を把握するため、2021年(令和3年)4月1日に開始した全議員による記録調査を2022年(令和4年)も継続して実施した。議員の活動も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることから、平時のデータがとれていない状況であり、議員任期いっぱい継続する必要がある。</p> <p>② 報酬及び定数並びに議員の成り手不足問題については、「これからの議会のビジョンとプラン」として、とりまとめる方向で作業を進めている。2023年(令和5年)の早い時期に全員協議会での議員間討議を実施する必要がある。</p> <p>→ 報酬及び定数に関して実施した全議員へのヒアリングについては、第11条第2項、11の(1)、「宮田村議会機能強化特別委員会要綱」に記載した。</p> <p>→ 定数及び報酬並びに成り手不足等に関して実施した研修については、第11条第2項、11の(3)、「宮田村議会研修要綱」に記載した。</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(3) 宮田村議会委員会条例【1956年(昭和31年)11月12日施行条例第1号(以後改正)】	4 やや達成している	<p>① 2022年(令和4年)6月14日、「宮田村議会委員会条例」を改正し、予算委員会の所管を「予算の審査に関する事項」から「一般会計予算の審査に関する事項」に、決算委員会の所管を「決算の審査に関する事項」から「一般会計決算の審査に関する事項」に改正した。これにより、水道事業会計予算・決算及び下水道事業会計予算・決算は総務経済委員会で、介護保険特別会計予算・決算及び高齢者医療特別会計予算・決算並びに後期高齢者医療特別会計予算・決算については福祉文教委員会で所管することとなり、四つの常任委員会の所管を整理することができた。</p> <p>② 2022年(令和4)年は総務経済委員会の所管事務調査を1回実施した。</p> <p>③ 2022年(令和4)年は福祉文教委員会の所管事務調査を3回実施した。なお、8月25日に宮田村サービス事業所連絡会との意見交換も計画していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送った。</p> <p>④ 委員会による所管事務調査を積極的に実施すべきである。</p> <p>→ 各委員会による視察研修については、第11条第2項、11の(3)、「宮田村議会研修要綱」に記載した。</p> <p>→ 宮田村議会機能強化特別委員会については、第11条第2項、11の(1)、「宮田村議会機能強化特別委員会要綱」に記載した。</p> <p>→ 宮田村議会給食施設問題特別委員会については、第8条、2の(3)、「宮田村議会給食施設問題特別委員会要綱」に掲載した。</p> <p>【総務経済委員会の所管事務調査】</p> <p>① 2022年(令和4年)7月7日 北ノ城橋修繕工事及びMIYADA村人テラス(現地調査を実施)</p> <p>【福祉文教委員会の所管事務調査】</p> <p>① 2022年(令和4年)1月27日 福祉避難所について(議員のみオンラインで意見交換)</p> <p>② 2022年(令和4年)5月23日 福祉避難所について(村総務課、福祉課へのヒアリング)</p> <p>③ 2022年(令和4年)7月6日 宮田小学校英語教育(中学生職場体験のプログラムの一つとして中学生が同行)</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(4) 宮田村議会定例会条例【1956年(昭和31年)10月1日適用(以後改正)、(同日宮田村議会定例会規則廃止)】	5 十分達成している	<p>① 「宮田村議会定例会条例」で定められているとおり、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例会を開催した。</p> <p>② 2022年(令和4年)の4回(3月、6月、9月、12月)の定例会の会期日数は64日で、前年より5日の増となった(前年比108.5%、増加率8.5%)。</p> <p>③ 2022年(令和4年)の定例会の会議日数は16日で、前年と同じであった。</p> <p>【参考】</p> <p>① 2022年(令和4年)の臨時会の会期日数は3日で、前年より1日の減となった(前年比75%、増加率-25%)。</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案			
					(5) 宮田村議会選任委員等要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	5	十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)12月6日現在、村の審議会等に議会として選出している委員等は延べ86人となっている。</p> <p>② 前年(延べ85人)より1人の増となった(前年比101.2%、増加率1.2%)。</p>



宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案
				5 十分達成している	① 2022年(令和4年)内の専決処分は5件であった。 ② 前年(1件)より4件の増である(前年比500%、増加率400%)。 ③ いずれの専決処分についても条例の範囲内で処分されたことを確認した。
		(6) 宮田村議会専決処分条例 【2016年(平成28年)4月1日施行】			

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(7) 宮田村議会の個人情報に関する条例 <b>【2023年(令和5年)4月1日施行】</b>  (7) 宮田村議会の個人情報に関する条例施行規程 <b>【2023年(令和5年)4月1日施行】</b>	5 十分達成している	① 2020年(令和2年)6月12日公布の「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」により、議会が改正後の個人情報の保護に関する法律から除外されることになったことを受け、議会の対応策として、全国町村議会議長会等から示された条例の雛形を参考に「宮田村議会の個人情報の保護に関する条例」及び「宮田村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」を制定すべく、議会運営委員会を中心に検討を行った。本条例案については、罰則規定が含まれるため、2022年(令和4年)11月に検察庁との協議を開始した。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
				6.村民に開かれた議会運営がなされているか	(1) 宮田村議会傍聴規則【1956年(昭和31年)12月18日施行(以後改正)】	4 やや達成している	① 2022年(令和4年)内の本会議(定例会及び臨時会)における傍聴者数は延べ83人であった。前年(延べ72人)より11人の増である(前年比115.3%、増加率15.3%)。 ② ケーブルテレビ及びYouTubeによる視聴も含め、広報の方法を検討すべきである。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(2) 宮田村議会資料公開要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	5 十分達成している	① 2022年(令和4年)11月4日の臨時会分から、ホームページにおいて、議案書の事前公開を行っている。 ② 2022年(令和4年)12月13日、「宮田村議会資料公開要綱」を改正し、「会議録の公開」を「会議資料及び会議録の公開」に改めることで、「①」の議案書の事前公開を明文化した。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案			
					(3) 宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱【2016年(平成28年)4月1日施行】	5	十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)4月4日、議員任期の折り返しにともなう議長選挙及び正副議長選挙を実施した。</p> <p>② 議長選挙は無投票、副議長選挙には2人が立候補して選挙戦となった。「宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱」に基づいて実施した立候補者の所信表明とそれに対する質問のやりとりは、正副議長選挙をあわせて約75分であった。</p> <p>③ 議長選挙及び副議長選挙の議事録はホームページで公開するとともに、議会だより(第45号)に概要を掲載した。</p>

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
					(4) 宮田村議会に提出する議案等の順序を定める規程【2012年(平成24年)4月1日】	5 十分達成している	① 良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例		評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案	
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条 議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。				各議員が自主的に評価すべき基準

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条 2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。	8.議員として政治倫理を自覚し信頼確保に努めているか		4 やや達成している	<p>① 「宮田村むらづくり基本条例」の制定に関わる議会内の協議の中で、政治倫理に関わる何らかの規定を検討する必要性が示されていたこと、地方政治において政治倫理が問われる事件が後を絶たない状況にあること、2022年(令和4年)4月4日の議員任期の折り返しにともなう議長選挙において政治倫理の考え方が争点の一つとなったことを受けて、議長から機能強化特別委員会に政治倫理の規定に関する調査が諮問され、機能強化特別委員会で調査を行っている。</p> <p>② 2023年(令和5年)3月1日から改正地方自治法により請負の規制緩和等が行われることとなったこと、さらには2023年(令和5年)3月3日に地方自治法改正案の中の一つとして、議会の役割及び議員の職務等が明確化されることが閣議決定されたことを受けて、宮田村議会として政治倫理に関わる条例の制定をめざすべきである。</p>



宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条 3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	9.議員として誠実に議員職務を遂行するとともに、資質の向上を図っているか			各議員が自主的に評価すべき基準

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条 議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	10.村民が参加する機会の拡充に努めているか	(1) 宮田村議会広報聴取条例 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (1) 宮田村議会広報聴取議要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	4 やや達成している	① 2022年(令和4年)7月19日に、区長会との「議会懇談会」を開催した。寄せられた意見・要望等をまとめ、行政執行部との情報共有を行った他、協働のむらづくり「地区の協働作業について」は、議員が定例会の一般質問で取り上げた。 ② 2022年(令和4年)11月5日及び6日の2日間、宮田村文化祭の日程に合わせ、「議会なんでも相談室」を実施した。2日間で計13人の参加があった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、3年ぶりの開催となった。名称を「議会と語ろう会」から「議会なんでも相談室」に変更した。寄せられた意見・要望等を踏まえ、学校給食施設整備計画についてと子育て相談等の窓口対応については、議員が定例会の一般質問で取り上げた。 ③ 「議会懇談会」や「議会なんでも相談室」において、村民から寄せられた意見・要望等については、質問と意見・要望に分類し、質問については回答を返信するとともに、意見・要望の中から優先度が高いものを選択し、常任委員会の所管事務調査または決算評価の評価事業とする等、その取り扱いを明確化すべきである。 【区長会との議会懇談会のテーマ】 ① 議会について ② 福祉避難所について ③ 協働のむらづくり「地区の協働作業について」

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(2) 宮田村議会公聴会参考人要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	5 十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)3月17日(第1回定例会の会期中)、インボイス制度に関わる陳情の審査に活かすため、総務経済委員会において、宮田村商工会の事務局長及び経営指導員を参考人として招致した。</p> <p>② 公聴会及び参考人の仕組みを引き続き積極的に活用すべきである。</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(3) 宮田村議会請願陳情要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	5 十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)3月22日に「宮田村議会請願陳情等要綱」を改正し、誤記の修正(「議長預かりの請願」との表記の削除)及び要綱名並びに条文の表記の整理(「陳情等」という表記を「陳情」に変更統一)を行った。</p> <p>② 2022年(令和4年)内に、請願3件を受け付け、3件すべてを採択した。陳情は12件を受け付け、5件を採択、2件を一部採択、2件を不採択、1件を継続審査、2件を議長預かりとした。議長預かりはいずれも「審査に必要な調査が困難なため」である。なお、その他に、前年2021年(令和3年)に受け付けた陳情3件に関わる意見書2件を2022年(令和4年)に提出した。</p> <p>④ 請願に基づき提出した意見書は2件、陳情に基づき提出した意見書は6件、請願に基づく決議は1件であった。</p> <p>⑤ 「宮田村議会議員間討議要綱」に基づき、請願及び陳情に関わる活発な討論を行うことができた。</p> <p>⑥ 2022年(令和4年)12月28日、内閣総理大臣の諮問機関である第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し村民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」の中の一つとして、「議会に関連する手続のオンライン化」が掲げられたことを受けて、宮田村議会としても請願書及び陳情書のオンライン受付を研究していくべきである。</p> <p>【請願及び陳情に基づき提出した意見書】</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響による米の需要悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書</p> <p>② 消費税インボイス制度の再考と延期を求める意見書</p> <p>③ 森友改ざん問題、国会で真相究明を求める意見書</p> <p>④ ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書</p> <p>⑤ 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書</p> <p>⑥ 水田活用の直接支払交付金見直しに関する意見書</p> <p>⑦ 沖縄の米軍専用施設の負担軽減は、国民全体で議論し解決を図ることを求める意見書</p> <p>⑧ 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書</p> <p>⑨ 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書</p> <p>【決議】</p> <p>① 食の安全を守るため、ゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める決議</p>

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第9章 村民参加	(村民参加の推進)	第37条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、村民参加を推進しなければならない。		(1) 宮田村村民参加の推進に関する条例 【2020年(令和2年)4月1日施行】  (1) 宮田村議会広報広聴条例 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (1) 宮田村議会広報広聴会議要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (1) 宮田村議会むらびと会議要綱 【2021年(令和3年)6月3日施行(以後改正)】	5 十分達成している	① 議会の村民参加を不断に推進する「宮田村議会むらびと会議」は、2022年(令和4年)は第2期の委員を募集し、合計17人(一般委員11人、高校生委員6人)を委嘱した。一般委員対象は4回開催し、2023年(令和5年)3月に5回目を開催して終了する予定である。高校生委員対象は4回開催し、2022年(令和4年)内に終了している。一般委員も高校生委員も予定どおり進行することができた。 ② 「宮田村議会むらびと会議」において、村民から寄せられた意見・要望等については、質問と意見・要望に分類し、質問については回答を返信するとともに、意見・要望の中から優先度が高いものを選択し、常任委員会の所管事務調査または決算評価の評価事業とする等、その取り扱いを明確化すべきである。 ③ 「宮田村議会むらびと会議」の委員経験者を対象に、次のステップとして「議会懇談会」を開催したり、議会の政策づくりに関わってもらうことで、委員任期終了後も議会とのつながりを持続できる仕組みづくりが必要である。 ④ 2022年(令和4年)6月2日、宮田中学校3年生を対象に、子ども議会に向けた準備の一環として、議長が議会に関する講演会「子ども議会での提案に向けて」を行った。議長を含む3名の議員が中学生の質問に回答した。引き続き、講演内容の充実に努めていくべきである。 ※ 73人の中学3年生が参加 ⑤ 2022年(令和4年)7月5日と6日の2日間、宮田中学校2年生を対象に職場体験学習を受け入れた。引き続き、受け入れ内容の充実に努めていくべきである。 ※ 3人の中学2年生が参加 【宮田村議会むらびと会議(一般委員)】 ① 2022年(令和4年)8月20日 委嘱状交付、議会の概説、フリートーク ② 2022年(令和4年)10月30日 村政懇話会 ③ 2022年(令和4年)11月19日 講演会・ワークショップ(専門研修を公開する形で実施) ④ 2022年(令和4年)12月18日 講演会・ワークショップ(専門研修を公開する形で実施) → 「③」、「④」の講師・テーマについては、第11条第2項、11の(3)、「宮田村議会研修要綱」に記載した。 【宮田村議会むらびと会議(高校生委員)】 ① 2022年(令和4年)8月28日 委嘱状交付、議会の概説 ② 2022年(令和4年)9月24日 議会だよりの編集・議論 ③ 2022年(令和4年)10月17日 議会だよりの編集・議論 ④ 2022年(令和4年)11月27日 議会だよりの編集・議会のしおり・むらびと会議・政治参加についてのフリートーク、議会施設見学・記念撮影

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条 議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	11.議会の機能強化に努めているか	(1) 宮田村議会機能強化特別委員会要綱 【2020年(令和2年)6月11日施行、旧要綱は所掌事件の調査終了により2020年(令和2年)2月4日に廃止】	4 やや達成している	① 2020年(令和2年)6月11日に設置した機能強化特別委員会(第2次)は、2022年(令和4年)内に17回の委員会を開催した。 ② 「議会の法令に関すること」として、政治倫理規定に関わる調査を行い、論点整理を行った。全員協議会や議会運営委員会での協議、研修の実施等により、条例制定を具現化すべきである。 ③ 「議会の村民参加に関すること」として、議会における多様性の確保に向けた研究に取り組む必要がある。 ④ 「議会のICTに関すること」として、タブレット会議システムの利用状況の把握や新たな利活用についての聞き取りを行った。2022年(令和4年)11月2日、タブレット会議システムの業者との情報交換を行った。引き続き、利用状況の分析に取り組んでいく必要がある。 ⑤ 「議員の成り手不足に関すること」として、報酬及び定数については、「宮田村議会機能強化特別委員会」において、2020年(令和2年)10月から2021年(令和3年)1月まで実施した全議員へのヒアリングのとりまとめを行った。「これからの議会のビジョンとプラン」をとりまとめる際の一つの材料としていく。 → 政治倫理規定に関する調査については、第9条第2項、8、に掲載した。 → 宮田村議会機能強化特別委員会の研修については、第11条第2項、11の(3)、「宮田村議会研修要綱」に記載した。

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案			
					(2) 宮田村議会図書室要綱【2018年(平成30年)4月1日施行(以後改正)】	5	十分達成している	<p>① 2022年(令和4年)1月1日から2022年(令和4年)12月31日の間、新規の議会図書として、16冊を宮田村図書館のOPACに登録した(前年は18冊)。</p> <p>② 2023年(令和5年)3月10日現在、議会図書の登録総数は107冊である。</p>

宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
		(3) 宮田村議会研修要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	4 やや達成している	<p>① 2022年(令和4年)9月15日、「宮田村議会研修要綱」を改正し、第5条における引用の誤りを修正した(「第3条第4号の講師」を「第3条第5号の講師」に修正)。</p> <p>② 「初任研修」は、新任議員を対象に実施するものであり、2022年(令和4年)内は該当者がいないため実施しなかった。</p> <p>③ 「基礎研修」は、議員任期のはじめに実施するものであり、2022年(令和4年)内は該当しないため実施しなかった。</p> <p>④ 「全体研修」は、必要に応じて実施するものであり、2022年(令和4年)内は該当案件がないため実施しなかった。</p> <p>⑤ 「所管研修」は、2022年(令和4年)内は機能強化特別委員会が1回実施した。「宮田村議会研修要綱」に基づき、研修派遣承認要求書及び研修報告書の提出が適正になされた。研修報告書については、ホームページで公開するとともに、2022年(令和4年)8月12日発行の議会だより(第46号)に概要を掲載した。総務経済委員会及び福祉文教委員会並びに議会運営委員会の「所管研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンラインによる視察研修を模索したが、実施には至らなかった。</p> <p>⑥ 「専門研修」は、専門的知見を有する者を講師として招聘する等し、専門的知識を高めるための研修であり、2022年(令和4年)内は、「宮田村議会むらびと会議」の一般委員に公開する形で2回実施した。</p> <p>⑦ 「補完研修」は、希望する議員を対象に会議及び研修への参加に関わるものであるが、2022年(令和4年)内は申請がなかった。オンラインによる視察研修を含め、会議及び研修への積極的な参加を促していく必要がある。</p> <p><b>【所管研修(機能強化特別委員会)の概要】</b></p> <p>① 2022年(令和4年)7月14日 埼玉県鶴ヶ島市議会</p> <p>② 2022年(令和4年)7月15日 地方議会総合研究所「地方議会セミナー(議員が守るべき政治倫理とは)」</p> <p><b>【専門研修の概要】</b></p> <p>① 2022年(令和4年)12月18日 三浦正士長野県立大学講師「自治体議会が果たすべき役割と改革課題」、山岸絵美里大月市立大月短期大学准教授「持続可能な自治体議会のために」</p> <p>※ 議員及び村民(議会むらびと会議一般委員)を含め19人</p> <p>② 2022年(令和4年)11月19日 牛山久仁彦明治大学教授「これからの自治体議会を考える視点—村民と共に歩む村議会のあり方—」</p> <p>※ 議員及び村民(議会むらびと会議一般委員ほか)を含め24人</p>



宮田村むらづくり基本条例	評価基準	関係法令	評価		理由・意見・提案			
					(4) 宮田村議会事務局設置条例 <b>【1966年(昭和41年)3月16日施行】</b>  (4) 宮田村議会事務局処務規程 <b>【1975年(昭和50年)3月15日施行(以後改正)】</b>	5	十分達成している	① 良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
					(5) 宮田村議会タブレット要綱 【2021年(令和3年)11月22日施行】	5 十分達成している	<p>① 2023年(令和4年)3月15日現在、タブレットとあわせて個人の端末でシステムを導入している議員は7人おり、積極的な利活用がなされている。</p> <p>② 「削減できた紙の枚数」は、2022年(令和4年)内で164,195枚であった(議会及び行政と合わせて)。2020年(令和2年)の紙資料の配布総数は72,000枚であることから、導入前の試算として、1年間で72,000枚(4年間で288,000枚)の紙資料の削減を見込んでいたが、2022年(令和4年)内では164,195枚の削減実績となり、導入前の試算を43.8%上回った。</p> <p>③ 「守ることができた木の本数」は、2022年(令和4年)内で17本であった(議会及び行政と合わせて)。</p> <p>④ 「削減できたCO2の量」は、2022年(令和4年)内で230kgであった(議会及び行政と合わせて)。</p> <p>⑤ 「削減できた資料を印刷するコスト」は、2022年(令和4年)内で328,390円であった(議会及び行政と合わせて)。</p> <p>⑥ 「削減できた資料を準備する時間」は、2022年(令和4年)内で834時間であった(議会及び行政と合わせて)。</p> <p>⑦ 「削減できた資料を準備する人件費」は、2022年(令和4年)内で1,641,117円であった(議会及び行政と合わせて)。</p> <p>※ 一般行政職の2019年から2021年までの3年分の平均時給より算出</p> <p>⑧ 「削減できた資料を保管するスペース」は、2022年(令和4年)内で66箱相当であった(議会及び行政と合わせて)。</p>

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条 3 議会 は、災害等 から村民の 安心及び 安全な暮 らしを守る ため、危機 管理体制の 整備にと ともに、緊 急時には行 政と協力し なければ ならない。	12.議会と して防災・ 危機管理 体制の整 備に努め ているか	(1) 宮田 村議会危 機管理条 例 【2016年 (平成28 年)4月1日 施行(以後 改正)】	4 やや達成 している	① 2022年(令和4年)内に開催された宮田村新型コロナウイルス感染症対策本部会議に、議会事務局長が構成員として出席した他、必要に応じて、議長がオブザーバーとして出席し、議員間の情報共有を行った。 ② 2022年(令和4年)9月4日に実施された宮田村防災訓練における宮田村災害対策本部訓練に、議会事務局長が構成員として出席した他、議長がオブザーバーとして出席し、議員間の情報共有を行った。また、同日に「宮田村議会危機管理連絡会」の設置訓練をオンラインで実施した。 ③ 「宮田村議会危機管理条例」の第2条第2項に基づく「宮田村議会危機管理連絡会指針」について、多様な危機に適切に対応できるよう、議会運営委員会で見直しを進める必要がある。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価	理由・意見・提案	
					(2) 宮田村議会会議規則 【1988年(昭和63年)3月15日施行(以後改正)】  (2) 宮田村議会オンライン委員会等要綱 【2020年(令和2年)12月1日施行】	5	十分達成している	① 「宮田村議会会議規則」及び「宮田村議会オンライン委員会等要綱」に基づき、「オンライン」または「対面とオンラインの併用」のいずれかを活用することで、予定していたすべての委員会等を開催することができた。宮田村議会ではオンライン委員会等を新型コロナウイルス感染症対策に限定しない制度として導入しており、育児や介護等も含めて、臨機応変に活用していくべきである。 【オンライン委員会等の実施状況】 ① 2022年(令和4年)1月27日 福祉文教委員会(オンライン) ② 2022年(令和4年)2月1日 全員協議会(対面とオンラインの併用)、議会運営委員会(対面とオンラインの併用) ③ 2022年(令和4年)2月21日 新年度予算説明(対面とオンラインの併用) ④ 2022年(令和4年)4月14日 議会運営委員会(対面とオンラインの併用) ⑤ 2022年(令和4年)5月20日 全員協議会(対面とオンラインの併用) ⑥ 2022年(令和4年)9月4日 危機管理連絡会(オンライン)

B.村民による評価

村民による評価(自動)と議会としての所感(入力)

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。	1.行政運営が適正に行われているかを監視・評価できているか	(1) 宮田村議会議会評価要綱【2019年(令和元年)8月20日施行(宮田村議会特別評価要綱から分離)】  (2) 宮田村議会決算評価要綱【2019年(平成31年)9月19日施行(同日宮田村議会特別評価要綱廃止)】	4.4 / 5点 <small>5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない</small>	【5点】 ① 外部評価として研修やむらびと会議も位置づけ前向きに取り組んでおられる。  【4点】 ① 日々の活動がしっかり評価されている(マニフェスト大賞)。評価調査における事業選定理由等がわかると良い(村民も参加できると村全体でできる)。	① このたび導入した村民の皆様による外部評価を継続するとともに、評価いただく際に必要な説明や資料の充実化を図ってまいります。  ② 決算評価の事業選定は、現在のところ、前年度の新規事業や主要事業の中から選択しており、評価部会の議論で決定しています。今後は、むらびと会議や議会懇談会などの場で、村民の皆様から寄せられた意見・要望を踏まえた事業選定を行ってまいります。また、決算評価への村民の皆様の参加については、どのような方式が可能なのか、検討を深めてまいります。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
				2.積極的な政策立案と政策提言を行っているか	(1) 宮田村議会一般質問要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行、以後改正】  (2) 宮田村議会会議規則 【1988年(昭和63年)3月15日施行(以後改正)】  (3) 宮田村議会給食施設問題特別委員会要綱 【2022年(令和4年)9月2日施行】	4.4 / 5点 <small>5点 十分達成している                      4点 やや達成している                      3点 どちらともいえない                      2点 あまり達成していない                      1点 まったく達成していない</small>	<b>【5点】</b> ① 給食施設の視察もされたりしていて、きちんと提言ができるように努力されている。 <b>【4点】</b> ① 活発な議会運営が良いと思った。一般質問で課題、問題の背景等プロセスがわかりやすくなると更に良い。 ② 給食施設問題は、子どもたちの健康、食づくりにかかわる重要な問題。しっかり取り組んでください。	<b>①</b> 小中学校の給食調理施設の老朽化問題は、子ども達だけでなく、広く村民の皆様にとって重要な関心事であると認識しております。村議会においては、特別委員会において十分な調査研究に取り組んでまいります。 <b>②</b> 一般質問の質の向上をめざして、引き続き努力を重ねてまいります。

宮田村むらづくり基本条例		評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	3.議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めているか  (1) 宮田村議会議員間討議要綱【2020年(令和2年)12月1日施行】	3.4 / 5点 <small>5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない</small>	【4点】 ① 努力されているのを感じました。 ② 議員間の討議は、新しい取り組みで時間がかかっても続けていって欲しい。議論を深めることが大切だと思う。 【3点】 ① 議員内での討議があまりないことを初めて知りました。引き続き必要だと思います。 ② 広報を見るだけなのであまりわかりません。	① 現在の議員間討議は請願・陳情が議題となっていますが、これからも積極的に活用し、議論を深めてまいります。また、議員間討議の様子が伝わるよう、広報の方法について検討してまいります。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
				4.村民への説明責任を果たしているか	<p>(1) 宮田村議会議決結果表要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行】</p> <p>(2) 宮田村議会広報広聴条例 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】</p> <p>(2) 宮田村議会広報広聴会議要綱 【2016年(平成16年)4月1日施行(以後改正)】</p>	<p>3.6 / 5点</p> <p>5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない</p>	<p>【5点】</p> <p>① 広報の議員さんの活動はよく読みます。</p> <p>【4点】</p> <p>① 努力されているのがわかりました。</p> <p>【3点】</p> <p>① 賛否のみではなく、プロセスをもっと知りたい。広報の方法をもっと増やして、議会・議員をアピール(PR)してほしい。 ② 村民に対しての広報が限定的で、高齢者に不向きな情報発信もあり、改善が必要。情報を取れない人々もいる。 ③ 広報は毎回読んでいます。</p>	<p>① 現在の議会だよりの審議報告につきましては、議会としての最終的な結論や議員と村当局の質疑答弁のやりとりの掲載に終始しています。議会における審議の過程の様子が村民の皆様に伝わるよう、議会だよりの改善等に取り組んでまいります。</p> <p>② ICTの活用とあわせて、紙媒体や対面による広報の充実に取り組む等、幅広い年齢層に対応する形で説明責任を果たしていくため、よりよい方法を模索してまいります。</p>



宮田村むらづくり基本条例		評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 3 議会 は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	5.公正性・透明性・信頼性を確保できているか  (1) 宮田村議会会議規則 【1988年(昭和63年)3月15日施行(以後改正)】  (2) 宮田村議会議員定数条例 【2003年(平成15年)1月1日施行(以後改正)】  (2) 宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 【1962年(昭和37年)2月26日施行(以後改正)】  (3) 宮田村議会委員会条例 【1956年(昭和31年)11月12日施行条例第1号(以後改正)】  (4) 宮田村議会定例会条例 【1956年(昭和31年)10月1日適用(以後改正)、(同日宮田村議会定例会規則廃止)】  (5) 宮田村議会選任委員等要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (6) 宮田村議会専決処分条例 【2016年(平成28年)4月1日施行】  (7) 宮田村議会の個人情報の保護に関する条例 【2023年(令和5年)4月1日施行】  (7) 宮田村議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 【2023年(令和5年)4月1日施行】	3.9 / 5点  5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない	【4点】 ① 引き続き、前年より良く改善して欲しい。 ② 開かれた運営だと思います。	① 引き続き、公正性・透明性・信頼性を確保できるよう努力してまいります。

宮田村むらづくり基本条例				評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
				6.村民に開かれた議会運営がなされているか	(1) 宮田村議会傍聴規則 【1956年(昭和31年)12月18日施行(以後改正)】  (2) 宮田村議会資料公開要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (3) 宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行】  (4) 宮田村議会に提出する議案等の順序を定める規程 【2012年(平成24年)4月1日】	3.8 / 5点 <small>5点 十分達成している                      4点 やや達成している                      3点 どちらともいえない                      2点 あまり達成していない                      1点 まったく達成していない</small>	<b>【4点】</b> ① YouTubeをされたり工夫している。 ② YouTubeで視聴できるのは良い仕組みだと思います。本会議実施日等、日程のリマインド、お知らせがわかりやすいと参加率(視聴率)が上がると思います。 ③ ホームページ、YouTubeの活用をますます望みます。	<b>①</b> 引き続き、資料公開の拡大に努めるとともに、YouTube等を積極的に活用してまいります。また、会議日程の周知方法について、検討を深めてまいります。

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条 議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。	7.議員として村民の意見把握に努めるとともに、議員活動をわかりやすく説明しているか				

各議員が自主的に評価すべき基準

宮田村むらづくり基本条例		評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
(議員の役割及び責務)	第9条	2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。	8.議員として政治倫理を自覚し信頼確保に努めているか	4.4 / 5点 5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない	【5点】 ① 信頼してます。 ② むらびと会議に出席してそう感じました。 ③ 政治倫理において考え方等の調査を行い、結果の発表に期待したい。 【4点】 ① 議長・副議長の選挙及び所信表明の明記は良いと思う。今後、政治倫理について基準がわかると良いと思う。	① 村民の皆様からの信頼を高められるよう、現議員任期中の政治倫理条例制定をめざし、取り組みを加速化してまいります。

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条 3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	9.議員として誠実に議員職務を遂行するとともに、資質の向上を図っているか				

各議員が自主的に評価すべき基準

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条 議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	10.村民が参加する機会の拡充に努めているか	(1) 宮田村議会広報広聴条例【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】 (1) 宮田村議会広報広聴会議要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (2) 宮田村議会公聴会参考人要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (3) 宮田村議会請願陳情要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】	4.5 / 5点 5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない	<b>【5点】</b> ① 参加する機会はいくつもあり達していると思います。 ② むらびと会議、地区対話集会等を継続、開催し更に住民の理解度を深める対策を講じていってもらいたい。参加者OBの参加の場を。 ③ むらびと会議、こういう機会がまたあると良いと思います。face to faceが良い。 ④ 今後とも、むらびと会議等村民が参加して議論する機会をつくって欲しい。 <b>【4点】</b> ① 「議会なんでも相談室」に参加して、議員の方へ意見が言いやすかったこと、身近に感じられたことが良かった。今後、若年層向けに企画を考えると良いと思う。	<b>①</b> これからも、村民の皆様とともに歩む議会をめざし、「宮田村議会むらびと会議」や「議会なんでも相談室」等の多様なチャンネルを活用しながら、村民の皆様の村議会への参加を拡充してまいります。なお、むらびと会議の委員経験者の皆様を対象とした「議会懇談会」を開催したり、議会の政策づくりに関わったりしていただけるよう、新たな仕組みを整備いたします。 <b>②</b> これまで取り組んできた主権者教育を検証しながら、若年層を対象にした新たな企画を検討してまいります。
第9章 住民参加	(住民参加の推進)	第37条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。		(1) 宮田村住民参加の推進に関する条例【2020年(令和2年)4月1日施行】  (1) 宮田村議会広報広聴条例【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (1) 宮田村議会広報広聴会議要綱【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (1) 宮田村議会むらびと会議要綱【2021年(令和3年)6月3日施行(以後改正)】			

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条 議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	11.議会の機能強化に努めているか	(1) 宮田村議会機能強化特別委員会要綱 【2020年(令和2年)6月11日施行、旧要綱は所掌事件の調査終了により2020年(令和2年)2月4日に廃止】  (2) 宮田村議会図書室要綱 【2018年(平成30年)4月1日施行(以後改正)】  (3) 宮田村議会研修要綱 【2016年(平成28年)4月1日施行(以後改正)】  (4) 宮田村議会事務局設置条例 【1966年(昭和41年)3月16日施行】  (4) 宮田村議会事務局処務規程 【1975年(昭和50年)3月15日施行(以後改正)】  (5) 宮田村議会タブレット要綱 【2021年(令和3年)11月22日施行】	4.3 / 5点 5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない	<b>【5点】</b> ① 努めていると思います。 ② 日々、評価、改善されていることがわかった。 ③ 今後もタブレット等による会議が開催されるようにしてほしい。 <b>【4点】</b> ① 勉強されたりしている。	<b>①</b> 引き続き、議会の機能強化に努めてまいります。

宮田村むらづくり基本条例			評価基準	関係法令	評価(平均)	主な感想・期待・提案	議会としての所感
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条 3 議会 は、災害等 から村民の 安心及び 安全な暮 らしを守る ため、危機 管理体制 の整備に 努めると ともに、緊 急時には行 政と協力し なければ ならない。	12.議会と して防災・ 危機管理 体制の整備 に努めて いるか	(1) 宮田村 議会危機管 理条例 【2016年(平 成28年)4月1 日施行(以後 改正)】  (2) 宮田村 議会会議規 則 【1988年(昭 和63年)3月 15日施行(以 後改正)】  (2) 宮田村 議会オンライ ン委員会等 要綱 【2020年(令 和2年)12月1 日施行】	4.0 / 5点 5点 十分達成している 4点 やや達成している 3点 どちらともいえない 2点 あまり達成していない 1点 まったく達成していない	【4点】 ① 地域住民を対象とした危機管理体制の強化、体制づくりの検討会の開催を。 ② 積極的参加があることがわかった。引き続きアピールが必要と思う。オンライン会議はとても良いと思う。	① 村議会の危機管理体制を強化するための検証や村民の皆様への周知活動に取り組んでまいります。